

府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について

令和3年4月23日

大阪府教育庁

1 基本方針について

- (1) 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る不安から登校しない児童生徒等に対しては、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。
なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安により登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障を行うことについて、改めて周知徹底を図る。
- (4) 宿泊や府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期とする。また、府内における校外での教育活動についても同様に中止または延期とする。
- (5) 校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。
また、期間中における保護者等を招いての行事等は原則禁止とする。
- (6) 部活動は原則休止とする。
- (7) 児童生徒等に対して、不要不急の外出※1及び都道府県間の移動は自粛するよう呼びかけるとともに、下校時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

2 感染症対策の徹底について

- (1) 基本的な感染症対策の徹底
マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底する。常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気を行う。
- (2) 健康観察の徹底
児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。
また、登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。
教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。
- (3) 給食・食事時の指導
食事の前後の手洗いを徹底するとともに、机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。
- (4) 食堂における感染症対策
食堂運営事業者と協議・相談の上、食堂での感染予防策を徹底する。
なお、感染予防策の実施にあたっては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～（令和2年12月25日）」のP. 34～35を参照すること。
とりわけ、以下の点について留意すること。

- ・テーブル上やカウンターでのパーテーションの設置等、飛沫感染を防ぐための対策を行う。
- ・換気を徹底するとともに、CO₂モニターを設置するなど換気の状態を確認する。
- ・座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等、密着・密集を防ぐための座席配置を行う。

3 教育活動上の対応について

(1) 泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

宿泊や府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期とする。また、府内における校外での教育活動についても同様に中止または延期とする。

ただし、教育課程上必要な校外の教育活動（授業の一環として位置づけているインターシップ等）については、関係機関の意向等を踏まえながら、緊急事態宣言下においても真に必要な場合は、感染症対策を徹底したうえで、実施してもよい。

(2) 感染リスクの高い教科活動

以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。また、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空ける。

運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときはマスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する。

(4) 学校行事等

校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。

また、期間中における保護者等を招いての行事等はオンラインによる実施を基本とする。なお、奨学金の説明会等、緊急性が高く保護者側にオンライン環境が整っていない場合等については、感染症対策を徹底することに加え、あらかじめ説明会の趣旨や緊急性等について丁寧に説明し、理解を得たうえで、当該保護者を招いて実施してもよい。

(5) 部活動

原則休止とする。

ただし、十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等※2については、主

催者による感染症対策を確認の上、参加することも差し支えない。参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じること。

なお、上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守すること。

- ①活動内容等を精選し、短時間（平日1時間程度、休日2～3時間程度）での活動とし、最小限にとどめる。
- ②練習試合や合同練習は禁止とする。
- ③部活動に係る学校への登下校時、公式戦会場等への移動時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

※2 公式な大会やコンクール等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会やコンクール等

4 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。

また、新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症が感染拡大していること、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重する。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、下記「5 児童生徒等に対する学びの保障について」のとおり個別に対応する。

また、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安を感じて登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障を行うことについて、改めて周知徹底を図る。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。

5 児童生徒等に対する学びの保障について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等に対する学びの保障について

児童生徒等の状況に応じた学びの保障を行っていくことが重要であり、その際には、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを用いた支援※3を行うこと。

また、濃厚接触者等に特定された児童生徒等についても、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、同様の支援を実施すること。

(2) 臨時休業となった際の学びの保障について

臨時休業となった場合、児童生徒等に対し、学びの保障を行っていくことが必要であり、休業期間の長短に関わらず、準備ができた教科・科目等から積極的にオンラインを用いた支援※3等に努めること。

※3 オンラインを用いた支援例

①Google MeetやZoom等を用いた同時双方向型での支援

- ・教室で行っている授業を配信
- ・登校しない児童生徒等を対象とした講義
- ・質問対応
- ・ホームルームや個別懇談

②Youtube等を用いたオンデマンド型での支援

- ・授業を録画して配信
- ・課題のポイントを解説した動画の配信

③Google Classroom等を使った支援

- ・課題を送受信
- ・チャット機能を用いた質問対応

6 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業について

学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかについては、教育庁が保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえて検討し判断する。

臨時休業を実施する場合は、原則として当該学校の全部を休業とするが、状況に応じて、保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえ、例えば、学校再開の判断において課程や学年等別に必要な期間を設ける場合もある。（「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）」p. 41-42）

なお、臨時休業となった際の児童生徒等に対する学びの保障については、上記5（2）を参照すること。

7 参考資料等

「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応の改訂について（通知）」

（令和3年2月24日付け 教保第1480-2号）

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

（令和3年1月8日付け 教保第2310号）

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

（令和2年12月25日付け 教保第2197号）

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

（令和2年12月18日付け 教支第1710-4号）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」

（令和2年12月10日付け 教高第3162号）